

## 広島県公立大学法人と取引のある事業者の皆様へ(お知らせ)

令和4年7月28日

本部財務課

本法人が行う物品の調達や、委託役務業務について、事務処理と予算執行の適正化を期するため、見積りや、入札に参加していただく場合には、次の各事項にご同意していただいたものとしております(平成25年10月1日～)ので、改めてお知らせします。なお、このお知らせについて御不明な点や御質問などございましたら、下記までお問合せください。

### 1 本法人の行う調査への協力について

本法人において行われている物品調達や委託役務業務契約について、事務処理と予算執行の適正化を期するため、本法人が必要と認めた場合に、受注者に対して、契約の処理の状況に関する調査の協力要請を行う場合があります。

この協力要請を受けた場合は、調査にご協力ください。

### 2 協力についての契約書等への記載について

物品調達や委託役務業務で契約書を締結したり請書を徴する場合は、上記の内容を契約書や請書において約定していただきます。

趣旨をご理解の上、ご協力ください。

#### 【契約書記載例】

(実地調査など)

第〇条 甲(本法人)が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙(受注者)に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

#### 【請書記載例】

特約事項

広島県公立大学法人が本法人の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。また、受注者は、特別な理由がない限りこの要請に応じるものとする。

### 3 適正な事務処理について

もしも、本法人の教職員から不適正な事務処理を依頼されることがあった場合には、直ちに下記問い合わせ先にご連絡をいただくとともに、下記のとおり適正に事務処理を行っていただくようお願いいたします。

- ① 請求書などの日付欄に、違う日の記入や空欄とするような処理はしない。
- ② 期限までに支払いがない場合は、本学に確認する。
- ③ 架空の請求書などは作成しない。
- ④ 納品書と異なる物品は納品しない。など

#### 【問い合わせ先】

広島県公立大学法人 本部財務課財務係 (082)251-9939

広島県公立大学法人 県立広島大学庄原キャンパス総務課会計係 (0824)74-1781

広島県公立大学法人 県立広島大学三原キャンパス総務課会計担当 (0848)60-1128

広島県公立大学法人 叡啓大学総務課総務係 (082)225-6201